

現代ロシアの比較憲法学

——A. H. メドゥシェフスキー——

樹 神 成

《目次》

はじめに

一 追いつき型近代化と立憲主義—社会学としてのロシア立憲主義

二 社会の近代化と憲法の近代化—憲法革命と憲法改革

三 現代憲法と外見的立憲主義—1993年ロシア憲法の性格

おわりに

はじめに

ロシアの1993年憲法はソ連型統治原理を転換し西欧型憲法原理を受容した。これは、原理の異なる憲法の借用（継受）であり、同時に、体制転換にともなう憲法原理の転換だった。この変化においては、計画（指令）経済から市場経済に社会体制が転換した結果または帰結として憲法原理が転換するのではなく、転換した憲法原理が実現されるべき社会体制の内容を指示するという特徴もあった。つまり、憲法は社会革命の帰結ではなく、体制転換の方向を指示する道具だった⁽¹⁾。したがって、憲法原理の転換（借用）と体制の転換は不可分だとしても、それぞれは別個の事象として考えることもできる。欧州評議会が「人権、民主主義、法の支配」をその理念としたことはそのことを前提としている⁽²⁾。

その欧州評議会への加盟にロシアは、1992年の加盟申請から4年を要した。その大きな

原因はチェチェン紛争である。加えて、1993年憲法に問題はないものの法律と実務の転換が十分でなく加盟の条件をロシアは満たしていないと欧州評議会が判断したこともその理由である。ただし、加盟自体が条件の実現を促進するという意見も欧州評議会のなかにはあり、この意見が受け入れられることで加盟は承認された⁽³⁾。

確かに、ロシアの欧州評議会への加盟は、ロシアの法改革、言い換えれば、「法体制の上」での体制転換を促進した。ロシアでは2002年までには「民法典、刑法典、家族法典、土地法典、労働法典、民事訴訟法典、刑事訴訟法典がすべて制定され、基本六法がそろった。こうして法体制の上では、体制転換は一応完了した⁽⁴⁾。しかし、この「法体制の上」での体制転換は、エリツィンからプーチンに大統領が交代することで完了するとともに、「権力の垂直軸の復興」を理念とするプーチン大統領の下で政治レジームが転換する出発点と

もなった。プーチン大統領は、大統領令で連邦管区を設置し、地方自治法を全面改正（新地方自治法制定）した。政党法が制定され、司法改革も進んだ。これらは、憲法の改正無き憲法変動と見ることができる。2008年と2011年には、大統領と議員の任期の変更、国家会議への政府の報告、連邦会議議員の一部の大統領による選任を内容とする明文の憲法改正も行われた。

さしあたりここでは、憲法が定める憲法改正手続による公式の憲法改正と憲法が定める憲法改正手続によるのではないという意味での非公式の憲法変動が混在する点に現代ロシアの立憲主義の特徴を認め、この公式の憲法改正と非公式の憲法変動により同一の憲法の下で政治レジームが転換した点に現代ロシアの憲法動態の内容を捉えておきたい。なお、1993年憲法では、憲法の基本原則（第1章）、人権（第2章）および改正手続（第9章）の改正は、連邦議会の議員総数の5分の3の支持がある場合に憲法制定会議を招集し、その議員総数の3分の2で新憲法草案が採択されると国民投票が実施される。第3章から第8章は、連邦議会（連邦会議の議員総数の4分の3以上、国家会議の議員総数の3分の2以上）と連邦構成主体（3分の2以上）の条件付きの多数で改正できる。

1993年憲法のもとで、公式の憲法改正と非公式の憲法変動が混在する憲法動態がなぜ生じたのだろうか。この問いに答えるには、憲法動態の理論化のための方法論から1993年憲法の性格に至るまで多くの問題を検討する必要がある。

この小論では、現代ロシアの憲法学者のA. H. Медушевский(以下、メドゥシェフスキー)

の業績を検討する。比較絶対主義論を専攻する歴史学者として出発したかれは、1993年憲法制定前後から立憲主義の研究に取り組み、時間軸での比較（ロシア立憲主義史）と空間軸での比較（移行諸国比較立憲主義論⁽⁵⁾）を踏まえ、憲法動態の理論化（憲法周期論、конституционный цикл, constitutional cycle）を提唱し、1993年憲法の法的性格についても独自の見解を提示している。

一 追いつき型近代化と立憲主義—社会学としてのロシア立憲主義

メドゥシェフスキーは1960年生まれで、モスクワ歴史古文書大学を卒業し、大学卒業後、ロシア科学アカデミーロシア史研究所に勤務した。2007年から2012年までロシア科学アカデミー歴史研究所の«Российская история»（『ロシア史』）の編集責任者だった⁽⁶⁾。1995年からは高等経済学院で社会学を教授するとともに、高等経済学院法学部の設置に尽力し、1997年には同法学部憲法講座長になった。「Сравнительное конституционное обозрение»（『比較憲法概観』）の編集委員であり、この雑誌に活発に論文を掲載している。現在は同学院の社会科学部に在籍している。

メドゥシェフスキーの業績と活動については、かれの論文選集の「あとがき」として「同僚、友人、弟子」による詳細な紹介と整理がある⁽⁷⁾。この「あとがき」は、かれの研究の推移を次のように整理している。すなわち、「18世紀—20世紀のロシアの絶対主義、近代化および改革の研究者」、「歴史と現代におけるロシア立憲主義の構想」、「近現代における民主主義と権威主義」、「移行型社会における

憲法危機」, 「憲法周期論」, 「法社会学と政策: 現代ロシアの改革の重大問題」。

かれの単著は以下の通りである。

『政治社会学と歴史』 Политическая социология и история, Новосибирск: Сибирский институт социального управления и политология, 1990.

『ロシア社会学史』 История русской социологии, М.: Высшая школа, 1993.

『ロシアにおける絶対主義の確立: 比較史研究』 Утверждение абсолютизма в Россия: сравнительное историческое исследование, М.: Текст, 1994.

『民主主義と権威主義: 比較なかのロシア立憲主義』 Демократия и авторитаризм: российский конституционализм в сравнительной перспективе, М.: РОССПЭП, 1998.

『比較憲法と政治制度』 Сравнительное конституционное право и политические институты, М., ВШЭ, 2002.

『憲法周期論』 Теория конституционных циклов, М.: Издательский дом ГУ ВШЭ, 2005.

『18世紀—20世紀初頭のロシアにおける農業改革構想』 Проекты аграрных реформ в России XVIII—начало XXI в., М.: Наука, 2005.

『法社会学』 Социология права, М.: Теис, 2006.

『ロシア立憲主義: 歴史と現代における発展』 *Russian Constitutionalism: Historical and Contemporary Development*. London and New York: Routledge, 2006.

『現代ロシア立憲主義についての省察』 Размышления о современном российском конституционализме, М.: РОССПЭП, 2007.

『時代との対話: 19世紀末期—20世紀初頭

のロシア立憲主義者』 Диалог со временем: российские конституционалисты конца XIX—начала XX вв., М.: Новый Хронограф, 2010.

『ロシア近代化の重要問題』 Ключевые проблемы российской модернизации, М.: Директ-Медиа, 2014.

『ロシアの法的伝統: 支柱か障壁か』 Российская правовая традиция-опора или преграда? М.: Фонд «Либеральная миссия», 2014.

歴史学者として, 比較絶対主義論に取り組んだメドシェフスキーは(『ロシアにおける絶対主義の確立—比較史研究』, 以下, 『絶対主義』), 1993年憲法の制定を契機に, 憲法学者として, 現代ロシアにおける立憲主義と民主主義を西欧と東欧の憲法史を踏まえて検討するようになり(『民主主義と権威主義—比較のなかのロシア立憲主義』, 以下, 『民主主義と権威主義』), さらに, 「移行型社会」の憲法動態の比較に取り組むようになる(『比較憲法と政治制度』)。そして, 憲法周期論として憲法動態の一般理論の構築が試みられ(『憲法周期論』), 憲法動態の比較や理論の検討とともに, ロシア立憲主義の性格をめぐるかれの理解もより明確になっていく(『現代ロシア立憲主義についての省察』, 以下, 『省察』)。

かれの業績は, 大きくは, 憲法動態論とロシア立憲主義論とであると整理でき, その根底にある問題関心は, 社会変動と憲法動態との関係である。しかし, 注意すべきは, この社会変動は, 必ずしも, 「封建制から資本主義への移行」または「社会主義から資本主義への逆転換」といった意味での体制転換を意味しないことである。

『絶対主義』の基本関心は、ソ連の歴史学のそれとは異なり、伝統社会が合理化されていく過程がロシアではどのようなものであったかということにあった。『絶対主義』は、国家機構の近代化＝行政官僚制に焦点を合わせ、その結論は、「伝統的な行政組織から合理的なそれへの移行および新しい型の国家体制の創出が近代の社会発展の客観的段階」であり、「ピョートルの改革は、この点で、世界史の重要な道標である。なぜなら、それは、世界的規模での近代化と欧化の過程の開始を象徴する」というものであった。合理化または近代化という問題設定、そして行政官僚制という分析対象⁽⁸⁾、これらは社会学、とくにウェーバーの影響を強く受けたものであることは言うまでもない⁽⁹⁾。

メドゥシェフスキーは、ドイツ古典哲学からウェーバーに至る、ドイツの哲学、法学および社会学の理論を追いつき型近代化を課題とする国で生まれた議論として検討している⁽¹⁰⁾。かれによれば、ヘーゲル、マルクスおよびウェーバーの学説には、「発展組織としての社会、発展と近代化の源泉としての社会的紛争および紛争の解決と発展の展望の決定における国家の役割の観念に結びついた多くの共通の特徴」がある⁽¹¹⁾。

メドゥシェフスキーは、次のように述べる。ヘーゲルは、自然状態と社会契約との対比に代え、国家と市民社会の分離を提示し、この分離を前提に君主と行政官僚制の役割と意義を論じた。ウェーバーの合理化や官僚制化についての議論も、特殊に西欧起源であることよりも、追いつき型近代化に共通する普遍として位置づけることができる。ウェーバーのロシアへの関心は⁽¹²⁾、ドイツとロシアの比

較分析という意味があり、かれの理論の重要な部分に影響を及ぼしている。1905年および1917年のロシア革命についての論評⁽¹³⁾、とくに「ロシアの外見的立憲制への移行」の「専制の官僚制化の完成」の分析は『職業としての政治』および『新秩序ドイツの議会と政府』に先行するものであり、そこでの結論は、「多くの点でロシアの資料で最初に形成されたもの」である⁽¹⁴⁾。

メドゥシェフスキーの比較立憲主義史において、近代化は2類型に区分され、西欧（イギリス、アメリカとフランス）と東欧との対比が基本枠組となっている⁽¹⁵⁾。この場合の東欧とは追いつき型近代化が課題で、この近代化のなかで憲法を借用して外見的立憲主義を採用した地域を指す。この点では、ドイツは、君主政原理による立憲君主制を採用した欽定憲法の国、すなわち「東欧」の国であり、そのような意味での「東欧」の準拠国である。以下、「東欧型近代化」の「東欧」はこの意味での「東欧」である。この立憲君主制が、他の東欧（ドイツ、ハプスブルク帝国、帝政ロシア、そして明治期の日本）に拡大する。

メドゥシェフスキーは、研究の出発点において、普遍的過程としての近代化または合理化という視点を社会学から学び、それを前提としつつ、比較立憲主義史の研究では、近代化を2類型に区分した。そこから、かれにとって、西欧型近代化と異なる東欧型近代化における立憲主義と自由主義とは何であるかが大きな問題となる。この点でも、かれはウェーバーのロシア革命論に影響を受ける⁽¹⁶⁾。メドゥシェフスキーの議論において大きな比重を占める外見主義的立憲主義もウェーバーのロシア革命論経由である。メドゥシェフス

キーによれば、追いつき型近代化において自由主義は「古典的モデルとは隔たった」ものとなる。「国家と開明的行政官僚制に訴え」ることで、自由主義は、「したがって、君主政原理の尊重が主要なものであるゲームの規則を理解せざるを得ない」⁽¹⁷⁾。しかし、かれは、そのことから立憲主義が不可能であるとは考えず、そのことが意味するのは、立憲主義の実現のために「経済的自立、個人主義および個人の権利といった新しい原理の社会意識における定着の漸進的で着実な活動が必要」となることだと捉える⁽¹⁸⁾。

追いつき型近代化における立憲主義と自由主義という課題に、19世紀中葉から20世紀初頭のロシアの立憲主義者および自由主義者は直面した⁽¹⁹⁾。メドゥシェフスキーによれば、西欧派とスラブ派の対立においてロシアにおける自由主義あるいは立憲主義の実現の根拠となったのはヘーゲルの哲学であった。ヘーゲルの影響は大きく、ロシアの社会主義の父とされるゲルツェンもヘーゲルの影響を受けた。メドゥシェフスキーは、ヘーゲルの普遍主義の影響を受けつつロシアにおける国家と社会の特殊性を指摘し、ロシアにおける国家の意義を強調した国家学派（法律学派）に注目し、ロシアの立憲主義と自由主義の源流に位置づける⁽²⁰⁾。かれは、「伝統的な社会と国家の急速な近代化の段階での社会と国家における関係の解釈の普遍モデル」⁽²¹⁾を提示した点に国家学派（法律学派）の意味があると考え、その成果を「ロシア社会学」と呼んでいる。この国家学派（法律学派）を出発点として、ヘーゲルの影響は薄れるが、19世紀中葉からから20世紀初頭にかけてのかれの考えるロシア社会学が存在し、かれによれば、

その知的遺産は世界水準の意義がある。

『ロシア社会学史』では、チチューリン、カヴェリンおよびグラドフスキー（以上、国家学派）の社会学が、ムロムツェフ、コルクノーフおよびセルゲエヴィッチで変化発展を遂げたという見方が示されている。これらの法学者に加えて、コバレフスキー、クリチェフスキー、バヴロフ＝シリヴァンスキーおよびミリュコフといった歴史学者、オストロゴルスキー（政治学者、オストロゴルスキーの逆説）、ペトラジツキー（法社会学者、法心理学説）およびソロキン（社会学者）の業績が検討されている。

『時代との対話：19世紀末期と20世紀初頭のロシア立憲主義者』（以下、『対話』）では、立憲主義派が提示した「近代化における社会と国家との関係」は、「自由主義パラダイム」と捉え直され、「単に哲学ではなく、革命ロシアの社会制度の機構分析」であり、「革命無き近代化の理論」と位置づけ直される⁽²²⁾。この視点から、『対話』では、ムロムツェフ、コルクノーフ、ペテラジツキー、ノヴゴロドツェフ、ココシキン、ゲッセン、オストロゴルスキー、キスチャコフスキー、コトリヤレフスキーらの19世紀末期から20世紀初頭にかけてのロシアの立憲主義者との対話が行われていく。

メドゥシェフスキーは、単なる歴史回顧として19世紀末期から20世紀初頭の立憲主義者と対話しているわけではない。この対話は、きわめて実践的意図に基づいている。かれは次のように述べている。「現代の憲法論争で問題となっている言葉を見ると、われわれは、20世紀初頭の憲法理念の淵源に連れ戻される。当時提起された基本問題の意義が維持さ

れている。ロシアは西欧立憲主義の道に沿って発展できるか、法治国家と市民社会を創出できるか、このためには何をなすべきか、憲法変革（конституционное преобразование, constitutional transformation）の先行例が失敗したのはなぜか、どのように権威主義の伝統を克服し、人権の綱領を実現するか⁽²³⁾。

二 憲法近代化における憲法革命と憲法改革—憲法動態論の方法

メドゥシェフスキーは比較立憲主義史の視点としては近代化の2類型を提示し、憲法動態論を展開する場合には、類型ではなく社会の近代化と憲法の近代化との関係に着目している。

かれは、社会の近代化と憲法の近代化との関係を、『現代ロシア立憲主義についての省察』（以下、『省察』）で、次のように述べる。すなわち、「変化する社会的現実には憲法規範を一致させるための憲法変動の過程は憲法近代化と呼ばれている。社会の近代化は一般に法的または非法的な方法で実現されうる。そして、法的（憲法的）近代化は、法的継承性が断絶して起きる場合と、それが維持されて起きる場合とがある。これらの二つの法的近代化は、憲法革命（конституционная революция, constitutional revolution）または憲法改変（конституционный переворот, constitutional coup d'état）（法的にはこの二つには違いはない）と憲法改革（конституционная реформа, constitutional reform）とである。憲法改革は、憲法改正（憲法条文の改正）、「基本法の規定を発展または具体化する目的をもつ新しい憲法的法律の採

択、さまざまな方向での憲法解釈により実現される」⁽²⁴⁾。『対話』でも、かれは、このような社会の近代化と憲法の近代化との関係をめぐる認識を繰り返して提示するとともに、憲法改革について、「政治レジームの擬似法的な進化」により実現されることを付け加える。「擬似法的な進化」は、近代化からの逸脱を許し、憲法周期の局面の交代、すなわち、法的再伝統化の基礎を作り出すと指摘する⁽²⁵⁾。

メドゥシェフスキーの非法的近代化、憲法革命型法的近代化、憲法改革型法的近代化の三分法は、かれによる立憲主義の区分、すなわち、名目的立憲主義、実質的立憲主義および外見的立憲主義に区分に、発想として対応している。外見的立憲主義は実質的立憲主義への移行段階であるとともに、法的近代化の独自の類型でもある。また非法的近代化に対応する名目的立憲主義はそもそも立憲主義に値せず、名目的立憲主義の概念は成立しないとの批判もありうる。しかし、非法的近代化は、憲法が制定されないことを意味しない。非法的近代化における憲法の機能が問題となりうる。

以上の議論においてメドゥシェフスキーに独自のものは、非法的近代化と名目的立憲主義という捉え方と、法的近代化を憲法革命と憲法改革に区別することである。憲法革命と憲法改革の区別をより詳しく見ておこう。

メドゥシェフスキーの考える憲法革命は、社会体制と支配階級の交代を意味せず、したがって、社会革命（封建制から資本主義への移行の場合は市民革命、資本主義から社会主義の場合は労働者、または労働者と農民の革命）とは別個の独立の概念である。前述のよ

うにかれの社会変動の捉え方は近代化であり、近代化は社会革命（市民革命）がなくとも生じうるので、この点から言えば、革命（社会革命）と法という主題はかれの議論にとって必要不可欠ではない。かれの提示する近代化の2類型に即して考えれば、西欧型近代化の場合にだけ、憲法革命は社会革命（市民革命）の結果として生じ、東欧型近代化の場合にはそうでないと見ることもできる。

メドゥシェフスキーが憲法革命と憲法改革を区別する理由は、さしあたり、近代化を、非法的近代化と法的近代化に区別したのと同様に、法的近代化すなわち憲法近代化を、旧憲法秩序との断絶と連続を基準に二つに分類するためであると考えることができる。

しかし、この区別は、それにとどまらない意味がある。メドゥシェフスキーのいう憲法改革は、公式の憲法改正に加えて法律の制定や解釈の変更を憲法改革と捉えるという点で、憲法の意味するものを拡大するとともに、公式の憲法改正の手續によらない憲法改革を認めるという意味で非公式の憲法変動を承認するものでもある。かれは、憲法改革は、憲法改正、法律制定および解釈提示の三つで実現しようと考えているから、この場合、憲法は、少なくとも、憲法、法律および解釈の総体となる⁽²⁶⁾。このような総体を憲法現実と呼び、それと対比して憲法それ自体を憲法条文と呼ぶとすれば、憲法現実には、憲法条文の改正がなくても変動する。すなわち、憲法改革は、新憲法制定に至らない公式の憲法改正と非公式の憲法変動と捉えることができる。

そうだとすれば、このような憲法変動は、憲法改革となる場合もあれば、憲法改悪となる場合もありうる。メドゥシェフスキーが、

憲法改革において擬似法的な進化も排除できないと指摘するのは、憲法改悪となる方向での憲法現実の変動を念頭に置いているからだと考えることができる。こうした視点から、憲法制定会議における権力篡奪から憲法裁判所の解釈に及ぶ15の憲法操作の技術をかれは列挙し分析している⁽²⁷⁾。かれは、憲法操作の技術のひとつとして憲法裁判所の解釈に注目しており、法的ではなく政治的な、言い換えれば、人権の擁護機関としてではなく憲法秩序の維持機関としての憲法裁判所の研究の必要性を指摘している⁽²⁸⁾。

それは別として、メドゥシェフスキーによれば、憲法革命と憲法改革は憲法危機から生み出される。かれの議論の特徴は、憲法に内在する概念間の矛盾緊張として憲法危機を描く点にある。『比較憲法と政治制度』（以下、『比較憲法』）の第2章「現代世界における社会変化の要因としての憲法」で、かれは、民主主義の矛盾を人民主権と法治国家と捉え、この両者の矛盾緊張が高まることで憲法危機が生じると、その解決として憲法革命または憲法改革が生じると述べている⁽²⁹⁾。ここで、人民主権と法治国家との矛盾緊張として捉えられていることは、問題と関心に応じて、正当性（正統性）と合法性（制定法）との矛盾、憲法制定権力と立憲権力との矛盾というようにも捉え直される。

ただし、現実には、憲法危機は社会に実在する矛盾緊張である。この点で、注意すべきことが二つある。一つは、メドゥシェフスキーの議論では、概念間の矛盾として説明される矛盾緊張は、制定法と社会（または社会意識）の矛盾緊張に還元できることである。つまり、法治国家、合法性（実定法）、立憲権力は制

定法の問題であり、人民主権、正当性（正統性）および憲法制定権力は社会（社会意識）の問題である。このようなかれの基本視点は、法典化と慣習法との関係を法二元主義と捉えることにも表れている⁽³⁰⁾。要するに、国家と社会との矛盾緊張がかれの議論の根底にある。これを、憲法秩序の正当性とその危機の問題と捉え直すことも可能だろう⁽³¹⁾。

もうひとつは、現実の社会勢力の対抗としての憲法危機を、メドゥシェフスキーが対立型と合意型に分けていることである。対立型憲法革命は、旧憲法秩序の支持勢力を新憲法秩序の支持勢力が圧倒するものであり、これが憲法革命の典型である。新旧憲法秩序の断絶は、新憲法の内容だけでなく制定の手續、支配集団の交代に現れる。これに対して、かれは、スペインの1978年憲法の制定過程を念頭に置いて、既存の主要政治勢力による協議の結果として新憲法が制定される合意型憲法革命が存在することを強調する⁽³²⁾。1993年憲法の制定過程は対立型憲法革命の典型事例であるが、ポーランドやハンガリー、チェコスロヴァキア（現在はチェコとスロヴァキアに分離）は合意型憲法革命の要素があるとかれは考えている。

憲法革命と憲法改革という概念で憲法動態がどこまで説明できるかわかりにくいところもある。ただ、ロシア立憲主義史に即して考えると、メドゥシェフスキーがこのような区別を行った動機も理解可能となる。一つは、1917年のロシア革命における憲法革命と憲法改革という視点であり、もう一つは、1990年から1993年のロシアでの憲法制定過程におけるそれである。後者の場合、1978年ロシア共和国憲法の改正による憲法改革と、旧

憲法秩序を否定する憲法革命とが対抗していたと整理することも可能である。1993年憲法の制定過程は、対立型憲法革命の典型であり、1993年憲法はその結果でもある。憲法制定会議の解散（1917年）と人民代議員大会の憲法委員会に代わる憲法協議会の大統領による招集（1992年）は、旧憲法秩序との断絶による新憲法制定がロシアの特徴であることを示している。

メドゥシェフスキーの憲法改革論では、憲法概念が拡張され、憲法条文の改正にとどまらない憲法現実の内実が対象となっている。憲法改革は憲法改悪となる危険もあり、憲法現実の変化を憲法の変化と同一視することには問題も多い。しかし、このような憲法改革論は、現代ロシアにおける立憲主義の戦略という視点からするとその機能は非常に明快である。かれは、現代ロシアにおいて立憲主義派または自由主義派は、1993年憲法に代わる新憲法制定を求めるのではなく、そのもとの憲法現実の充実に努めるべきだと考えている。

注目すべきは、メドゥシェフスキーのこのような主張の前提は、現代ロシアの立憲主義派および自由主義派にとって、必ずしも、1993年憲法の憲法条文は「問題のない」ものではないことである。また、このような主張は、かれが、そもそも、旧憲法秩序と断絶する憲法革命（＝新憲法制定）だけが立憲主義派または自由主義派の戦略ではないと考えていることも意味する。19世紀末期から20世紀初頭にかけてのロシア立憲主義派を「自由主義パラダイム」と評価するのはこのようなかれの憲法改革論と結びついている。

1993年憲法に代わる新憲法制定のために、

第1章（憲法秩序の基本原則）、第2章（人と市民の権利および自由）および第9章（憲法の全文改正および一部改正）を改正するには、既述したように、憲法制定会議の招集と国民投票が必要である。メドゥシェフスキーが、1993年憲法に対する憲法革命を否定するのは、このように1993年憲法が硬性憲法であり新憲法制定が困難であるというだけでなく、対立型憲法革命がその過程で繰り返され⁽³³⁾、その場合の勝者が誰になるかについての十分な見通しがないとかれが考えているからである。

そして、このような判断は、かれが線形の移行論を批判していることとも結びついている。メドゥシェフスキーは、実質的立憲主義への移行が課題と考え、立憲主義の発展を、名目的立憲主義、外見的立憲主義および実質的立憲主義の時間軸に沿ったものと捉えてはいるものの、しかし、それを、不可逆の段階または局面と捉えているわけではない。ある特定の国のある一定の期間をとれば、名目、外見および実質の立憲主義は可逆的なものでありうる。そして、ある一定の時点をとれば、名目、外見および実質の立憲主義は、地球規模で眺めれば並存しうる。こうしたことが、かれのいう憲法周期（конституционный цикл, constitutional cycle）の出発点にある認識である。

憲法周期は⁽³⁴⁾、脱憲法化、憲法化および再憲法化の三つの局面を要素とする一定の期間である。脱憲法化は旧憲法秩序の正当性が弛緩する局面で、憲法化は新憲法が制定され、新憲法に従って法律が変化する局面である。ここまでであれば、線形の移行論と大きな違いはない。かれが設定する、憲法化後の局面

として再憲法化の局面が重要である。この局面では、制定法が定める新憲法秩序と社会（社会からの期待）との矛盾緊張により、新憲法秩序が変動し、あるいは旧憲法秩序に引き戻される局面である。憲法史は、このような憲法周期による螺旋上の発展として捉えられる⁽³⁵⁾。憲法危機と同じく憲法周期は、国家と社会の矛盾緊張、より具体的には制定法と社会との矛盾緊張を根底に置く概念である。メドゥシェフスキーは、近代化が再伝統化の契機となることも排除できないと考えている。

ロシアの問題として考えると、かれは、17世紀初頭の「動乱」の時代、20世紀初頭のロシア革命期（1905年—1918年）および20世紀末期から現在までの移行期（1989年—現在）の期間を憲法周期と考えている⁽³⁶⁾。

三 現代憲法と外見的立憲主義の要素—1993年ロシア憲法の性格

ロシア加盟申請時の欧州評議会の現代ロシア法評価は、「はじめに」で述べたように、1993年憲法自体には問題がないが、法律と実務が問題だというものであった。この評価は、「憲法条文それ自体に問題はないが、憲法現実に問題がある」というように言い換えることができる。そして、「法律と実務の問題」という意味での憲法現実の問題がプーチン大統領の下での「法体制の上」での体制転換で解消するとともに「政治レジームの変化」という意味での「問題の多い憲法現実」が登場すると、その原因は、多くの場合、ロシアの法文化に求められることになる。「憲法条文には問題はないが、法文化が悪い」という視点では、憲法現実はおろか憲法条文の分析そ

れ自体が止まってしまう⁽³⁷⁾。

問題を「憲法条文に問題があるので、憲法現実が変化し、政治レジームの変化が引き起こされた」と考えることは可能だろうか。プーチン大統領は、2008年と2011年の憲法改正を主導したが、1993年憲法それ自体は評価している。1993年憲法は、プーチン大統領にとって障害ではなく道具である。

ここでは、少数ではあるが有力な憲法学者が1993年憲法の基本部分の問題点を指摘し、新憲法制定の必要を提言しているのでその主張を見ることで、1993年憲法の憲法条文それ自体の問題点を考えたい。なお、新憲法制定を要求する大きな運動は、現代ロシアには存在しない

モスクワ大学法学部憲法自治体法講座の講座長のアバキヤンは、「憲法制度の設計(конструкция, design), そして多くの憲法規定の不明瞭」から新憲法制定が必要だと主張する⁽³⁸⁾。「憲法の改正ではなく、交換を」という論文⁽³⁹⁾で、1993年憲法の第1章「憲法秩序の基本原則」の第10条および第11条の不整合を指摘する。第10条は権力分立を定めた規定で、それによれば、「ロシア連邦における国家権力」は「立法権、行政権および司法権の分立」に基づき行使され、「立法機関、行政機関および司法機関は独立」である。ここには大統領は登場せず、また第110条は行政権が属するのは政府であると定めている。しかし、第11条1項によれば、「ロシア連邦における国家権力」を行使するのは、「ロシア連邦大統領、連邦議会(連邦会議および国家会議)、ロシア連邦政府およびロシア連邦裁判所」である。それでは、ロシア連邦大統領の行使する国家権力とは何か。別の論文で、

アバキヤンは、1993年憲法が「超大統領制」(суперпрезидентская республика, super-presidential republic)を定め、「わが国の大統領」は「単に国家元首であるだけでなく」、「他の国家権力の上に立ち、誰にたいしても、いかなる法的責任を負わない」と批判する⁽⁴⁰⁾。

「単に国家元首であるだけでない」という表現は、アバキヤンが念頭に置いているのが公選ではあるが三権に属しない名目的国家元首であることを意味する。しかし、憲法第80条は、大統領が対外または対内で国を代表する(4項)だけでなく、大統領が国家元首(1項)であるがゆえに、憲法と人および市民の権利および自由を保護し、憲法が定める手続で、ロシア連邦の主権、独立および一体性を擁護し、国家権力機関の作用の調整と相互作用を確保し(2項)、内政および外交の基本方向を決める(3項)と定めている。一方で、権力分立の外(上)にあることから、国家元首であるという大統領の地位は象徴であり名目であると解釈することも可能であるが、他方で、権力分立の外(上)にある大統領が、主権・独立および一体性の擁護義務ともつと解し、三権の消極的調停者ではなく積極的調整者である点を強調し、さらに内政および外交の基本方向の決定権をもつことを重視すれば、国家元首としての実質性を認めることも十分に可能である。このように考えた場合には、1993年憲法は、行政権の長でも名目的国家元首でもない実質的国家元首を大統領と定めていることになる。

アバキヤンは、ドイツでの教授の経験も豊富な現代ロシアを代表する憲法学者である。ただ、かれは、1978年ロシア共和国の草案作成に参加し、1993年憲法制定過程では大

統領制に批判的な立場であった。しかし、アバキヤンの憲法第10条、第11条および第80条についての指摘は、政治的立場からというよりは、やはり、1993年憲法の性格の冷静な分析として意味がある。

エリツィン大統領の法問題補佐官（1995年—1998年）を勤め、現在、高等経済学院法学部憲法行政法講座の講座長であるクラスノフは、アバキヤンが指摘する1993年憲法の「憲法制度の設計」の問題点をより実証的理論的に批判している。クラスノフは、1993年憲法には、憲法の精神に反する「憲法制度の設計」があり⁽⁴¹⁾、1993年憲法の定める大統領の国家元首としての地位を「潜在的権威主義の要素」と見ている⁽⁴²⁾。そして、かれによれば、この要素は、法律および憲法裁判所の判決により⁽⁴³⁾、顕在化している⁽⁴⁴⁾。かれは、憲法の精神に対応した「憲法制度の設計」を実現するためには新憲法制定が必要だと考え、実際に、憲法草案も公表し⁽⁴⁵⁾、「憲法制度の設計」を変更する必要性を、南東欧の憲法改革の動向を俯瞰し主張する⁽⁴⁶⁾。変更の方向は、大統領—政府—議会との関係での議院内閣制の要素を強化することである。

以上のような1993年憲法の理解、つまり、1993年憲法は「憲法制度の設計」に問題があり、この問題の解消のためには新憲法制定が必要であるという考え方を、「制度の設計」に問題があるとする点で制度論と呼ぶことができる。この点で、アバキヤンとクラスノフは共通の見解をもっている。ただし、アバキヤンとクラスノフは、1993年制定過程での大統領制の評価については立場が異なる。クラスノフは「憲法の精神」と「憲法の制度」を区別し、「憲法の精神に問題はないが、

それを実現する制度が問題」とすることによって、1993年憲法の「憲法の精神」それ自体は擁護する立場であることを明確にしている。

アバキヤンとクラスノフがそれぞれの対場から問題とする国家元首としてのロシア大統領の地位と権限について、メドゥシエフスキーはその問題を認め、端的に、ロシアの君主制との連続性を指摘する。すなわち、現代ロシアの政治制度は、「大統領が権力分立の上であり、権力間の調整者（посредник, mediator）⁽⁴⁷⁾であり、憲法の保証者であるように整備されている」⁽⁴⁸⁾。

メドゥシエフスキーは、1993年憲法への思いを率直に次のように述べている。すなわち、「1993年の歴史的機能、言い換えれば、目的論をその歴史的的特殊性として認めなければならない。憲法は、旧秩序勢力と形成されつつある新レジーム勢力の厳しい対立という条件において作成され、選択された。変革者の具体的目的と課題が何であれ、かれらの歴史的正当性は、全体主義との闘争と民主主義からなる。憲法自身の権威主義性とその採択の特徴は、過去の復活を目指す保守的支持者との闘争をめぐる余儀ない措置」であった。「同時に、一度ならず指摘されているのは、1993年憲法が創った政治レジームは、多くを旧ロシアの君主制の伝統に負っていることである。ロシアにおいて、帝国制度は、常に、国の内外の秩序と安定性の保証」であり、「要するに、この制度、とくに国家制度は、常に、近代化と社会の欧化の道具」であった⁽⁴⁹⁾。

アバキヤン、クラスノフおよびメドゥシエフスキーは、ロシア大統領が、国家元首として権力分立の上に立つという点での認識では

共通している。しかし、1993年憲法と君主制との連続性を指摘するという点にメドゥシェフスキーの独自性がある。

メドゥシェフスキーのこの独自性は、言うまでもなく、かれのロシア立憲主義史の理解に起因する。かれは、1993年憲法は「1905年から始まったロシアの憲法発展の仕上げ」であり、1993年憲法には「歴史的継承性の断絶」と「その回復」の要素があり、そのことが、「第一次ロシア革命後に生じ、発展方向の選択を特徴とする状況」に戻ることを要求しているとの認識がある⁽⁵⁰⁾。前述した「20世紀初頭の憲法理念の淵源に連れ戻される」のは、そのような意味においてであり、そこに、かれがいう「ロシア社会学」または「自由主義パラダイム」との対話の意味がある。

したがって、19世紀末期から20世紀初頭のロシア立憲主義の淵源に立ち戻る必要があるというメドゥシェフスキーの前述した観点は、現代立憲主義の起源を求めて中世立憲主義に立ち戻るのではなく⁽⁵¹⁾、19世紀末期から20世紀初頭の時期と現代ロシアは、憲法上、同じ課題を共有する時期であることを意味する。前述したように、かれは、憲法周期としては、20世紀初頭のロシア革命期(1905年—1918年)と20世紀末期から現在までの移行期(1989年—現在)を指摘するが、名目的立憲主義に終わった前者の憲法周期を、現代ロシアの后者の憲法周期がやり直すという位置にあるとかれは考えているとも言える。かれが、現代ロシアまたは南東欧の体制転換を「遅ればせの革命」⁽⁵²⁾と見るハバーマスの議論に共感するのは⁽⁵³⁾、このようなかれのロシア立憲主義史認識があるからだと言える。

それは別として、ここで指摘したことは、メドゥシェフスキーの「時間軸での比較(ロシア立憲主義史)」のひとつの結論でもある。つまり、かれにとって、1993年憲法は、空間軸では、現代における社会主義の崩壊にもなう西欧型憲法原理の受容の結果であるとともに、時間軸では、1917年に中断したロシア立憲主義の回復である。この中断したロシア立憲主義は、実質的立憲主義ではなく外見的立憲主義(立憲君主制)であることから、名目的立憲主義から外見的立憲主義への移行が「ロシアの政治発展における現段階の基本的特徴」であり、それが「真の立憲主義への道」を開き⁽⁵⁴⁾、したがって、「実質的立憲主義と外見的立憲主義の対比」は、「ポスト・ソビエト憲法秩序を研究するときに意義を維持」していると⁽⁵⁵⁾、かれは考える。

そうだとすると、外見的立憲主義という憲法史上の概念を用いることが現代憲法の分析として適当だろうか。「権威主義における憲法」⁽⁵⁶⁾、あるいは比較政治学で見られる形容詞付きの民主主義⁽⁵⁷⁾または形容詞付きの自由主義の概念⁽⁵⁸⁾を用いることも可能であり、メドゥシェフスキー自身もそれを否定していない⁽⁵⁹⁾。

しかし、かれが、ウェーバーのロシア革命論における外見的立憲主義論の影響を受け、1993年憲法制定直後の時期に集中して取り組み、その成果が『民主主義と権威主義』および『比較憲法と政治制度』といったかれの主著において重要な位置を占めるかれの外見的立憲主義論は検討すべき価値がある⁽⁶⁰⁾。それは、かれの議論が現代憲法における外見的立憲主義の要素とでもいえるべき問題を考える視点を与えるからである。かれは、前述の

ように、ロシア立憲主義史の理解から、現代ロシアの憲法課題に、名目的立憲主義から外見的立憲主義への移行という要素があることを指摘している。

しかし、それだけではなく、メドゥシェフスキーは問題を、外見的立憲主義から実質的立憲主義への移行一般のなかに位置づけて検討している。

メドゥシェフスキーは、第一次世界大戦前に欧州（英仏対独）で問われた「立憲君主制は、歴史的に独自で完成した統治形態か、あるいは、未完成で移行型の統治システムまたは純粹形態（絶対主義と議会制共和国）の間の歴史的に必然的な妥協か」という問題を取り上げ⁽⁶¹⁾、戦後西ドイツで議論された、ドイツの立憲君主制が「（絶対主義と議会主義と並ぶ）独自の政治形態だったか、それらの間の妥協、つまり、これらの純粹な政治制度形態の間の独特の移行段階にすぎなかったか」という問題を検討している⁽⁶²⁾。この西ドイツ内の議論とは、フーバーの『1789年以降のドイツ憲法史』とそれに対するベッケンフェルデの批判である⁽⁶³⁾。

メドゥシェフスキーは、独自類型との見方にも移行型との捉え方にもそれぞれ理由があると考え。かれの西欧型近代化と東欧型近代化の議論からすれば、独自の移行の類型という捉え方になる。しかし、ここで重要なのは、独自類型か移行型かそのどちらかで割り切ろうとする問題の立て方が一面的であるとかれが批判していることである。かれによれば、立憲君主制の形態は「革命または変革の結果、君主制国家体制の形態としての存在を停止するときにおいても、他の形（оформление, design）で再生産」される⁽⁶⁴⁾。

かれにとっては再生産される「さまざま形態で自己の道を切り開く歴史貫通的伝統」が問題である⁽⁶⁵⁾。かれによれば、ドイツの立憲君主制、すなわち外見的立憲主義においてこの歴史貫通的伝統とは君主政原理のことである。

メドゥシェフスキーによれば、シュタールの『君主政原理』において、課題となっているのは統治形態の選択ではなく、議政原理と君主政原理という原理の選択であり、君主政原理は、メドゥシェフスキーによれば、「民族の統一と法令の一体性という課題に適うものであり、民族の精神と意思の最適表現」として構想されていた⁽⁶⁶⁾。そして、かれは、このような意味での君主政原理を、単なる保守派の議論として捉えるのではなく、ドイツの立憲君主制における「歴史貫通的伝統」と理解する。

かれによれば、ヒンツェはこのような見方に近い見解をもっている。メドゥシェフスキーによれば、ヒンツェは、国家と社会が同一または接近する政治共同体の観念を前提に憲法近代化が行われた古典的立憲主義の国（英米仏）と国家と市民社会が分離し、国家の主導で憲法近代化が行われた国（独）とを区分し、後者においては君主政原理が政治システム全体の要になると考えた⁽⁶⁷⁾。このような見方からすれば、外見的立憲主義は、通過点という意味での段階であるとともに、独自の存在理由をもつ必然的な段階でもある。ここでは、追いつき型近代化が国家と市民社会の分離と捉えられる。ここでの国家は、行政官僚制であり軍隊である。

そして、メドゥシェフスキーの主張の特徴は、君主政原理を強調する立場から絶対主義

と議会主義との間にあるものとして立憲君主制を捉えるだけではなく、立憲君主制が打倒されても君主政原理が大統領制として連続すると考えていることにある。つまり、君主政原理は大統領制として再生産される。メドゥシェフスキーによれば、「立憲君主制の歴史的継承者」である大統領制は、「君主政原理の見地が伝統として強い政治文化をもつところで確立」し、「移行期の複雑さと社会的矛盾の激しさ」および「権力に対する社会の監督および議会制度の弱さ」が「大統領権力の増大を促し」、「大統領は、立憲君主と同様に、民族の象徴となり、政治システムの最も重要な要素、その中心」になる。大統領は、「社会、政党、議会およびすべての権力制度の上に立ち、それらの活動を調整し、方向づけ」、「憲法の唯一の保証者であり、国家主権の具現者」となる⁽⁶⁸⁾。

メドゥシェフスキーは、君主政原理の継続という視点から、ドイツ国法学における国家法人説における国家意思と主権の理解、民族の意思の具現化としての皇帝の地位をめぐる議論を検討している⁽⁶⁹⁾。かれによれば、「その決定的特徴」が「君主政原理」であるドイツの立憲君主制は、「大統領制共和国の形態での人民投票的民主主義の基本構成要素のすべてを示す国家組織の理念型」でもありうる⁽⁷⁰⁾。かれにとっては、ウェーバーの指導者民主主義と大統領制の提唱は、シュミットの大統領の独裁と並んで、ともに君主政原理の継承である⁽⁷¹⁾。

以上のような見方からすれば、1993年憲法第80条が定める国家元首としての大統領の地位と権限は君主政原理との連続性を実定化したものだけということになる。

おわりに

この小論は、「はじめに」で述べたように、公式の憲法改正と非公式の憲法変動により同一の憲法の下で政治レジームが転換するという現代ロシアの憲法動態をどう見るかという問いから出発している。この政治レジームの転換は、現代ロシアにおける民主主義の定着の失敗または権威主義への転進を意味すると考えることができる。

しかし、メドゥシェフスキーの議論は、このような見方に代わる現代ロシア像を提示する。それは、一言で言えば、現代ロシアの憲法原理の転換が、もともと、外見的立憲主義の要素を含んでいたということである。かれは、それを、憲法原理の転換のロシア立憲主義史における位置、憲法原理の転換を侵食する旧憲法原理の形態変化を伴う継承（大統領制を通じた君主政原理の継承）、そして1993年憲法の憲法条文（第80条）から導いた。かれのこのような視点は1993年憲法の制定前後にすでに確立していた。この見方からすると、エリツィン大統領の下での政治レジームとプーチン大統領の下でのそれとは連続している。この連続性を、メドゥシェフスキーは、エリツィン大統領は大統領令で、プーチン大統領は国家会議における管理された多数派を通して⁽⁷²⁾、自らの政策を実行していると表現している⁽⁷³⁾。

現代ロシアにおける政治レジームのこの連続性に着目する見解は、メドゥシェフスキーだけのものではない。S・ホームズは、「エリツィンとプーチンのレジームを束ねる多くの隠れた継続性」があり、かれは、この二つのレジームを、あるシステムの異なる現象形

態だと見ている⁽⁷⁴⁾。連続性は、かれによれば、「エリツィンとプーチンのもとで、権力と特権は、空に浮かび、国民全体と持続的接点をもたないエリートによって独占されている」⁽⁷⁵⁾という点にある。そして、次のように述べる。すなわち、「民主主義理論は、多数者の社会的欲求により応答するようになることにより強力になることを前提としている。社会的欲求への応答性は、少なくとも理論的には、差し迫った集団的問題の特定と解決のために国家の管理の下で、分散した社会的知識と協力を結集することにより国家を強化する。民主主義は、それゆえに、政府を社会に繋ぐシステムであり、政府の首尾一貫した行為の能力を損なうことなく、社会の欲求、要望、利益および意見に政府を応答させるシステムである。

ソビエト様式での権威主義ではないが、プーチンのシステムは、この特定の意味において非民主的である。このシステムは、沸騰寸前のエリート間紛争に絶えず組み合わなければならない。しかし、それは社会に根を下ろしているのではなく、社会の上に浮遊している。ロシアの支配者は、基本的にロシア国民全体と切断され、切り離されている⁽⁷⁶⁾。

このようなホームズの議論を、「国家と社会の遊離」論（「社会の上に浮遊」）と割拠的行政官僚制論（「エリート間紛争」）の組み合わせと整理すると、前者は、メドゥシェフスキーの言葉で言い直せば東欧型近代化（追いつき型近代化）の特徴（国家と社会との分離）であり、後者は、メドゥシェフスキーの議論にはない国家における非合理的要素（近代化の主体としての国家の限界）を強調するものである。後者の点をホームズは、現代ロシア

の国家に内在する「断片化」と表現し、この「断片化」のゆえに現代ロシアにおいて民主主義も権威主義も定着（確立）しえないと見ている。このような視点自体はメドゥシェフスキーにはない。しかし、メドゥシェフスキーの1993年憲法評価、すなわち、異種混合型憲法であり、大統領制、半大統領制および超大統領制のいずれにも該当しないという評価⁽⁷⁷⁾とホームズの現代ロシアの政治レジームの評価、すなわち、民主主義も権威主義も定着していないという評価とは、憲法と政治レジームのそれぞれにおける異種混合性に着目する点で共通する。

国家と社会とが分離または遊離する条件で憲法はどんな機能を果たすのだろうか。メドゥシェフスキーは、国家と社会とが分離する条件における外見的立憲主義の要素の存在理由を次のように述べている。すなわち、「憲法は、社会と国家の顕在化した分離を、統一的法システムの枠内での社会と国家の機能の分化の方法で克服する可能性を与え、君主が、法規範の助けを借りて自己の権力を正当化し、行政を整序することを可能とする」⁽⁷⁸⁾。エリツィンとプーチンとでは憲法の利用の仕方が異なるが、このような意味で憲法に依拠するという点では変わりがないと考えることができる。現代ロシアの憲法と政治レジームの性格および動態は、現代の非民主主義レジームの類型と性格およびそこにおける憲法の意義と機能を検討する必要性を示している。

メドゥシェフスキーの比較立憲主義論は、西欧型近代化（英米仏—古典的立憲主義、政治的共同体（自然状態と社会契約））と東欧型近代化（独逸露日等—立憲主義の借用または継受、国家と社会との分離）との対比で成

り立っている。この類型化は、西欧(英米仏)で成立した立憲主義が借用または継受により東欧に拡大したとき、古典的立憲主義ではなく外見的立憲主義として拡大したということを示すために行われている。かれは、「国民代表、権力の分立と配分、またしばしば市民の権利の保障を定める特定の型の基本法」を立憲主義と理解する現代の研究者の多くが、この概念を「一義的に留保なしにすべての国に対して利用」することで「外部からの借用、模造、様式化の要因という付随する現象に関心を向けていない」⁽⁷⁹⁾と述べている。

メドゥシェフスキーの比較立憲主義論は立憲主義が借用または継受かどうかを重視しているのに対して、かれの憲法動態論はそれに関係なく、当該国における内的動態に焦点を合わせる。制定法と社会との矛盾緊張が憲法動態の動因であるという点で、社会は、憲法近代化の一要素である。憲法周期論では、新憲法秩序が旧憲法秩序に引き戻される再憲法化の局面が想定されている。それは、新憲法秩序が社会に適応する再伝統化でもある。

かれの議論では、再伝統化を国家が主導し社会がそれに対抗する場合は想定されていない。このことをはじめ、立憲主義との関係での社会の位置づけにはなお検討の余地がある。この検討は、21世紀における立憲主義の拡大において立憲主義の基礎をなに見るのかを視野に入れる必要がある。

メドゥシェフスキーの比較立憲主義史では、20世紀についての関心は、その後半の民主化の「第三の波」に向けられていることが特徴である。「第三の波」は、21世紀(またはその開始としての1990年前後—ソ連と南東欧の社会主義の崩壊)の立憲主義に接続

するものと捉えられている。これに対して、敗戦を契機とするドイツと日本の外見的立憲主義から実質的立憲主義の移行は、一国内の内的動態としてのかれの憲法動態の理論枠組には取まらないといえる。なによりも、ロシアの20世紀は、かれの表現を用いると名目的立憲主義の時期であった。かれの比較立憲主義論は、19世紀(またはその継続としての20世紀はじめ—ロシア革命とワイマール憲法)の立憲主義の拡大と21世紀の社会主義崩壊に伴う立憲主義の拡大とを重ね合わせて見るものとなっている。そこに、かれの現代憲法における外見的立憲主義の要素への関心の根拠があり、歴史としてのロシア立憲主義との対話への意欲の根拠がある。

注

- (1) См. А. Н. Медушевский. Конституция как символ и инструмент консолидации гражданского общества, «Общественные наука и современность», 2013, № 3.
- (2) 世界銀行の場合には、銀行という性格から、体制転換(市場経済化)と法(裁判)との直接の関連性を前提にしている。See. World Bank. *World Development Report 1997: The State in a Changing World*. New York: Oxford Univ. Press. 1997.
- (3) 樹神成「欧州評議会議員会議の監視から見た現代ロシア法」『法経論叢』33巻1号、2015年。
- (4) 小森田秋夫編『現代ロシア法』東京大学出版会、2003年、49頁。
- (5) ここでの移行諸国とは南東欧およびソ連の旧社会主義国を指す。
- (6) 50才記念の記事が掲載された(Юбилей Андрей Николаевича Медушевского, «Российская История», 2010, № 2, стр. 234–235.)。
- (7) А. Н. Медушевский, Политические сочинения: право и власть в условиях социальных

- трансформаций, М.; СПб.: Центра гуманитарных инициатив, Университетская книга, 2015.
- (8) 伝統社会の近代化を考えるための基本問題である土地あるいは農業の問題は、『18世紀—20世紀初頭のロシアにおける農業改革構想』で検討されていると見ることができる。
- (9) メドゥシェフスキーは、比較絶対主義研究において、F・ハルトウングやP・アンダーソン、R・ムーニエの議論に目配りしている（См. А. Н. Медушевский. указ. соч., 1994, стр. 16-23.）。
- (10) Он же. указ. соч., 20, 1998, стр. 66-93.
- (11) Там же. стр. 74.
- (12) メドゥシェフスキーによれば、1906年—1908年のウェーバーの書簡が『ウェーバー全集』で出版され、キスチャコフスキー等のハイデルベルク大学へのロシアからの留学生とウェーバーとの交流の詳細が明らかになったことにより、「ウェーバーのロシアの精神文化への関心の真の意義」が明らかになった。メドゥシェフスキーによれば、ウェーバーのロシアへの関心は研究上理論上のそれであり、合理化や官僚制化といったウェーバーの理論の本質にかかわる。かれによれば、合理化や官僚制化の問題点は、西欧派とスラブ派との論争においてスラブ派が提起した問題をウェーバーが受け止めたものである。かれは、ウェーバーがロシアに関心を寄せることによって「事実上、東洋の視点から西欧を見ていた」との評価に言及している（Он же. указ. соч., 1998, стр. 82-83.）。なお、留学生の多くは、ウェーバーではなくイエリネックの指導を受ける法学の専門家であった。メドゥシェフスキーによれば、キスチャコフスキーは、イエリネックに解放同盟の憲法草案（1905年）を支持する論文の執筆を依頼したが、ニコライ二世の二月詔書（フィンランドの自治権剥奪）は適法で、普通選挙権は反民主主義的または反法的政策の道具になると懸念し、イエリネックは解放同盟の憲法草案を厳しく批判した。メドゥシェフスキーは、このことを「イエリネックの君主制的見解と議会主義への抑制的態度が表れている」とする（См. его же. Конституционные проекты русского либерализма и его пошляческая стратегия, «Вопросы Истории», 1996, № 9, стр. 8-10.）。
- (13) М. ウェーバー著雀部幸隆／小島定訳『ロシア革命論Ⅰ』（名古屋大学出版会、1998年）、М. ウェーバー著肥前栄一／鈴木健夫／小島修一／佐藤快芳行訳『ロシア革命論Ⅱ』（名古屋大学出版会、1998年）。『ロシア革命論Ⅰ』には、雀部幸隆「〔訳者解説〕ウェーバーのロシア革命論について」、『ロシア革命論Ⅱ』には、肥前栄一「〔解題〕マックス・ウェーバーのロシア革命論—『移行』論文を中心に—」、小島修一「〔解題Ⅱ〕ウェーバーのロシア革命論に研究動向—戦後の欧米諸国とロシア」が収められている。肥前栄一の解題は、一般論として、ウェーバーのロシア革命論は「法治国家の枠組みが、…市場経済化にとって必須の前提条件」であることを「歴史的教訓として示す」と述べる。ただし、ウェーバーの合法的支配は目的合理的正当性しか視野に入れず、行政官僚制を長との関係でのみ論じていることは注意を要する。この点について、注(7)も参照のこと。
- (14) А. Н. Медушевский. указ. соч., 1998, стр. 91. М. Д. Ш. Медушевскийは、長（君主）と議会と行政官僚制との間の連携と対抗を基準とし君主制を類型化しており、これもウェーバーの影響である。
- (15) Там же. стр. 188-206. Он же. указ. соч., 2002, стр. 91-130.
- (16) См. его же. указ. соч., 1998, стр. 80-90.
- (17) Там же. стр. 89.
- (18) Там же. стр. 90.
- (19) Там же. стр. 125-149.
- (20) См. его же. Гегель и государственная школа русской историографии. Вопросы философии, 1988, № 3.
- (21) Он же. указ. соч., 1998, стр. 125.
- (22) Он же. указ. соч. 2010, стр. 9.
- (23) Там же. стр. 15.
- (24) Он же. указ. соч., 2007, стр. 45.
- (25) Он же. указ. соч., 2010, стр. 6.
- (26) М. Д. Ш. Медушевскийは、「単に基本法としてではなく、法形成の方法自体の規律機構」として憲法を捉えるべきだとも主張している（См. указ. соч., 2002, стр. 39.）。

- (27) См. его же. Технологии конституционных переворотов, «Сравнительное конституционное обозрение», 2006, № 3, стр. 3–23.
- (28) См. его же. Конституционное правосудие как политический институт. в кн. Конституционный Суд как гарант разделения властей. М.: Институт права и публичной политики, 2004.
- (29) См. его же. указ соч. 2002. стр. 52–86.
- (30) Он же. Правовой дуализм в России и попытка его преодоления, «Сравнительное конституционное обозрение». 2005, № 1, стр. 183–193. なお、『18世紀—20世紀初頭のロシアにおける農業改革構想』もこの視点からのものである。
- (31) Он же. Конституционные кризисы в обществах переходного типа, «Вопросы Философии», 1999, № 12, стр. 3–21.
- (32) Он же. Конституционные циклы в центральной и восточной Европе, «Социологический журнал», 2004, № 3/4, стр. 94–114. Он же. указ. соч., 2005. стр. 474–485. Он же. указ. соч., 2007. стр. 9–26.
- (33) См. его же. Российская конституция 1993 года в сравнительно-историческом контексте, «Отечественная история», 2008, № 6, стр. 38.
- (34) См. его же. указ соч., 2005. Его же. Теория конституционных циклов, «Полис», 2006, № 2, стр. 51–59. Его же. указ. соч., 2007. стр. 27–43.
- (35) したがって、線形の移行論との違いは、実質的立憲主義への移行が失敗しうる、または完全なものとして実現できない場合があるということを前提にした主張であるという点にある (Он же. указ. соч., 2007. стр. 42)。
- (36) Там же. стр. 33.
- (37) See. Stephen Holms. “Imitating Democracy, Feigning Capacity”, in Adam Przeworski (eds). *Democracy in a Russian Mirror*. Cambridge University Press. 2015. pp. 54–55.
- (38) С. А. Авакьян. Конституция России: природа, эволюция, современность. 2-е изд., М.: РЮИД, «Сашко», 2000. стр. 215.
- (39) См. его же. Конституцию надо не поправлять, а менять, «Российская Федерация сегодня», 1999, № 5, стр. 32–34.
- (40) См. его же. Конституция России: сложный юбилей, «Российская Федерация сегодня», 2003, № 22, стр. 10–12.
- (41) См. М. А. Краснов. Институциональный фактор искажения конституционного духа. «Конституционный вестник», 2008, № 1. стр. 127–135. Его же. Глава государства: рецепция идеи «отцовства». «Общественные наука и современность», 2008, № 5, стр. 68–79, № 6, стр. 27–38.
- (42) См. М. А. Краснов. Статус главы государства как элемент авторитарного потенциала резидента, «Государство и право», 2015, № 1, стр. 5–16, № 2, стр. 5–17.
- (43) Постановление от 31 июля 1995 года № 10, СЗ РФ. 1995 № 33. Ст. 3424.
- (44) См. М. А. Краснов. Доктрина «подразумеваемых (скрытых) полномочий главы государства в российской конституционно-правовой практике», «Конституционный вестник», 2010, № 2, стр. 68–82. Его же. Толкования Конституции как ее фактические поправки. «Сравнительное конституционное обозрение». 2016, № 1, стр. 77–91.
- (45) М. А. Краснов. ответ. ред. Проект Конституции России. М.: Фонд «Либеральная миссия», 2012.
- (46) См. М. А. Краснов. Постсоветские государства: есть ли зависимость политического режима от конституционного дизайна? «Сравнительное конституционное обозрение» 2014, № 2, стр. 29–45.
- (47) 「調停者」または「仲介者」という訳ではなく、「調整者」という訳を選んだのは、大統領はこの点で受動的ではなくて、能動的だからである。憲法第80条2項によれば、大統領は「国家権力機関の調整された作用 (согласованное функционирование, coordinated function) および相互作用を保障」する。
- (48) А. Н. Медушевский. Российская конституция в мировом политическом процессе: к десятилетию

- Конституции РФ 1993 г. «Мир России» 2003. № 3. стр. 83. Он же. указ. соч., 2007. стр. 156. Он же. Российская конституция 1993 года в сравнительно-историческом контексте. « О течественная История». 2008, № 6. стр. 43.
- (49) Он же. указ. соч., 2007. стр. 82.
- (50) Он же. указ. с о ч ., 2007. с т р . 84.
- (51) 「近代の立憲主義の前提」としての中世立憲主義に対応するものがあつたかどうかについて、メドゥシェフスキーは検討している (См. его же. указ соч., 1998, стр. 272-280.)。なお、かれは、ロシアの立憲主義の開始をアンナ (1730年—1740年) の即位に際して最高枢密院が君主権力の制限を求める条件に同意を求めたことに見ている (См. его же. Конституционные проекты в России XVIII-начала XX в., М.; РОССПЭН, 2010.)。
- (52) J. ハバーマス／三島憲一編訳『近代 未完のプロジェクト』岩波書店, 2000年。
- (53) 指摘自体は、1989年以降の南東欧の革命が、社会革命か憲法革命かという文脈でのものである (Он же. указ. соч., 2002. Стр. 56.)。
- (54) Он же. Политическая философия Российского либерализма в сравнительной перспективе. в кн. Русский либерализм: исторические судьбы и перспективы. М.; РОССПЭП, 1999. стр. 93.
- (55) Он же. Политическая теория Российского конституционализма XX века. «Российская История», 2010, № 1, стр. 54.
- (56) See. Tom Ginsburg & Alberto Simpser (Eds.). *Constitutions in Authoritarian Regimes*. Cambridge Univ. Press, 2013.
- (57) See. Seven Levitsky & Lucan A. Way, *Competitive Authoritarianism: Hybrid Regimes after the Cold War*. Cambridge Univ. Press, 2010.
- (58) See. Fareed Zakaria, *The Future of Freedom; Illiberal Democracy at Home and Abroad* New York: W. W. Norton & Company, 2003.,
- (59) См. А. Н. Медушевский. указ. соч. 2007. стр. 156-157.
- (60) Он же. указ. соч., 1997, стр. 207-270. Он же. указ. соч. 2002, стр. 131-188.
- (61) Он же. Мнимый конституционализм: Монархический принцип. «Вестн. Моск. Ун-та. Серия. 12 Политические науки». № 2. 1995. стр. 43-44. Он же. указ. соч., 1997. стр. 210. Он же. указ. соч. стр. 135-136.
- (62) Там же. стр. 150-152. Он же. Что такое мнимый конституционализм? «социологические исследования», 1994, № 2, стр. 75.
- (63) 「19世紀ドイツの立憲君主制の国制類型」(R・ハルトウング, R・フィーアハスほか著／成瀬治編訳『伝統社会と近代国家』岩波書店, 1982年)。
- (64) См. Он же. указ. статья. 1995. стр. 44. Он же. указ. соч., 1997, стр. 211. Он же. указ. соч., стр. 136.
- (65) Он же. указ. статья. 1995, № 2.. Стр. 48. Он же. указ. соч., 1998. стр. 219. Он же. указ. соч., 2002. стр. 146.
- (66) Он же. указ. соч., 1998. стр. 209. Он же. указ. соч., стр. 134-135.
- (67) Он же. указ. статья, «Вестн. Моск. Ун-та. Серия. 12 Политические науки». № 2. 1995. стр. 47-48. Он же. указ. соч., 2002, стр. 146-148.
- (68) Он же. Мнимый конституционализм: Германская модель монархического конституционализма (Конституционная Хартия Пруссии 1850 г). « Вестн. Моск. Ун-та. Серия. 12 Политические науки». № 3. 1995. стр. 28.
- (69) См. его же. указ. статья, «социологические исследования», 1994, № 2, стр. 74-86.
- (70) Он же. указ. соч., стр.
- (71) メドゥシェフスキーによれば、ウェーバーは指導者選抜の手段として議会を評価したにすぎない。なお、ブルンナーは、ウェーバーにおける目的合理的正当性の重視を指摘している(オットー・ブルンナー『『支配』と『正当性』の概念についての覚書』(オットー・ブルンナー著石井紫郎・石川武・小倉欣一・成瀬治・平城照介・村上淳一・山田欣吾訳『ヨーロッパ—その歴史と精神』岩波書店, 1974年) 99頁)。ブルンナーは「われわれは今日、ドイツの国家理論が、二十世紀に入ってもなお、いかに強く『君主政原理』によって規定されていたか知っている」(同前, 105-106頁)

と述べている。

(72) А. Н. Медушевский. Конституционные принципы 1993 года: формирование, итоги, и перспективы реализации. «Сравнительное Конституционное Обозрение». № 1. 2013. стр. 37–38.

(73) また、「憲法秩序の正当化の基礎」が「ソビエト後の意識の危機と結びつく動機」から「帝国時代の原型」も含んだ「歴史意識の要素」に変化してきたことも指摘している (См. А. Н. Медушевский. указ. соч. 2007. стр. 83.)。

(74) Holmes. op. cit., pp. 33–40.

(75) *Ibid.* p. 43.

(76) *Ibid.* p. 56.

(77) Он же. указ. статья, «Мир России», 2003, стр. 81–83. Он же. указ. статья, «Отечественная История», 2008, № 6. стр. 31. Он же. Смешанная форма правления: новейшие тенденции развития во Франции и в России. «Политическая наука», 2014, № 1. стр. 55. なお、かれは1993年憲法を半大統領制の一種と説明する場合もあるが、その場合の半大統領制は、デヴェルジュの定義の通りではない。

(78) Он же. указ. соч., 2002, стр. 145.

(79) Он же. указ. соч., 2002, стр. 93.